

第 6308 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 10月 28日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度

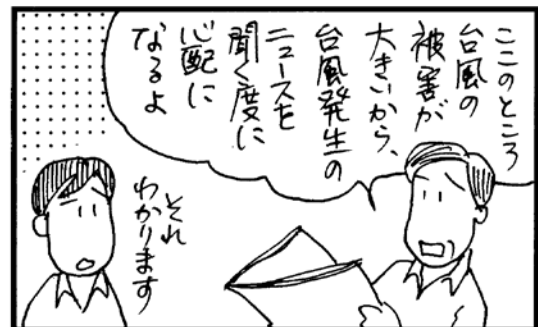
Q : 中小企業者が、防災や減災設備に投資した場合に税制上の恩典が受けられるようになったそうですが、どのような内容なのですか？

A : 次のような内容です。

【解説】

令和元年度の税制改正において、中小企業者の災害に対する事前対策のための防災・減災設備への投資に係る税制上の措置として、青色申告法人で中小企業者(適用除外事業者)に該当するものを除く)であるもののうち中小企業等経営強化法の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けたものが、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年7月16日)から令和3年3月31日までの期間内に、認定事業継続力強化計画等に記載された特定事業継続力強化設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、事業供用日を含む事業年度において取得価額の20%の特別償却ができる制度が創設されました。

法人が中小企業者に該当するかどうかは、特定事業継続力強化設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によります。特定事業継続力強化設備等とは、一台又は一基の取得価額が100万円以上の機械装置、30万円以上の器具備品、一の取得価額が60万円以上の建物付属設備をいいます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】